

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 深谷市、岡部町、川本町及び花園町（以下「1市3町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市3町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市3町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、1市3町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、1市3町の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、前条第1項の規定により、会長となった者を除く。

(1) 1市3町の長及び助役。ただし、助役を置かない市町は、助役に代り、収入役又は教育長のうちから、長の指定する者1人とする。

(2) 1市3町の議会の議長及び副議長

(3) 1市3町の議会が推薦する議員各3人以内

(4) 1市3町の長が協議して定めた学識経験を有する者17人以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

4 会長は、必要に応じて1市3町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、担任する事務の一部について調査し、又は審議するため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り

別に定める。

(幹事会)

第 1 2 条 協議会に提案する事項について、協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 1 3 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第 1 4 条 協議会の事務に従事する職員は、1市3町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第 1 5 条 協議会に要する経費は、1市3町が協議して負担する。

(監査)

第 1 6 条 協議会の出納の監査は、会長が1市3町の監査委員の中から2人を委嘱し、これらの者が行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 7 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 1 8 条 協議会の会長、委員及び第 1 6 条第 1 項の規定により委嘱を受けた監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会廃止の場合の措置)

第 1 9 条 協議会を廃止した場合には、協議会の収支は廃止

の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年12月1日から施行する。